

第 5 1 号議案

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）11月15日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

臨時的任用職員の病気休暇に係る給与の減額について規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則(平成12年中野区教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項を削る。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則(平成29年中野区教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則等の一部改正について

1 改正する規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則
- (3) 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
- (4) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
- (5) 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則
- (6) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

2 改正内容

- 1の(1)及び(2)の規則
 臨時的に任用された職員が病気休暇を承認され勤務しないときに給与の減額を行わないこととする。 1の(1)の規則【第11条第2項関係】
 1の(2)の規則【第8条2項関係】
- 1の(3)から(6)までの規則
 地方公務員法の改正により、職員が成年被後見人又は被保佐人に該当することによる失職の規定が削除されることに伴う規定整備

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

3 施行期日

- 1の(1)及び(2)の規則の一部改正 令和2年4月1日
- 1の(3)から(6)までの規則の一部改正 令和元年12月14日

【第1条関係】

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第10条 (略)	第1条～第10条 (略)
第11条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。 (1)～(2) (略)	第11条 条例第19条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。 (1)～(2) (略)
第12条～第20条 (略)	第12条～第20条 (略)
附則 (略)	附則 (略)

【第2条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
第8条 条例第14条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。 (1)～(2) (略)	第8条 条例第14条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。 (1)～(2) (略)
第9条～第16条 (略)	第9条～第16条 (略)
附則 (略)	附則 (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

【第1条関係】

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第27条第1項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に新たに条例の適用を受けることとなった職員(次項第4号又は第7条の適用を受ける職員を除く。)</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>(給与月額の意味)</p> <p>第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第27条第1項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に新たに条例の適用を受けることとなった職員(次項第5号又は第7条の適用を受ける職員を除く。)</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第28条第4項の規定により職を失った職員(法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>(給与月額の意味)</p> <p>第10条 条例第27条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)</p> <p>第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。</p> <p>(給料月額及び地域手当の意義)</p> <p>第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条~第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>別記第1号様式~別記第4号様式 (略)</p>	<p>(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)</p> <p>第11条 条例第27条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日。以下「基準日等」という。）における別表第2左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じて同表右欄に定める割合とする。</p> <p>(給料月額及び地域手当の意義)</p> <p>第12条 条例第27条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条~第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>別記第1号様式~別記第4号様式 (略)</p>
---	---

【第2条関係】

中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p>

(1) 条例第30条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（次項第4号又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。）

(2)～(12) (略)

2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員

(2) (略)

(3)～(5) (略)

第3条～第9条 (略)

(勤勉手当基礎額の意義)

第9条の2 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

(1) (略)

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

(3)～(5) (略)

2 (略)

(給与月額の意義)

第10条 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。

(1) (略)

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前

(1) 条例第30条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（次項第5号又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。）

(2)～(12) (略)

2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

(1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員

(2) (略)

(3) 法第28条第4項の規定により職を失った職員（法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。）

(4)～(6) (略)

第3条～第9条 (略)

(勤勉手当基礎額の意義)

第9条の2 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

(1) (略)

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

(3)～(5) (略)

2 (略)

(給与月額の意義)

第10条 条例第30条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。

(1) (略)

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若

<p>日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)</p> <p>第11条 条例第30条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日）における別表第3左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。</p> <p>(給料月額及び地域手当の意義)</p> <p>第12条 条例第30条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p><u>しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算割合)</p> <p>第11条 条例第30条第4項の教育委員会規則で定める職員の区分は、基準日（基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日）における別表第3左欄に掲げる職員の区分とし、同項の教育委員会規則で定める割合は、同表左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。</p> <p>(給料月額及び地域手当の意義)</p> <p>第12条 条例第30条第4項の給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
--	---

【第3条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象外職員)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象外職員)</p>
<p>第2条 条例第20条第1項前段の教育委員会規</p>	<p>第2条 条例第20条第1項前段の教育委員会規</p>

<p>則で定める職員（条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第20条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第4号又は第7条の適用を受ける職員を除く。</u>）</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 条例第20条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第9号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>第10条 条例第20条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号様式～別記第4号様式 (略)</p>	<p>則で定める職員（条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 条例第20条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（<u>次項第5号又は第7条の適用を受ける職員を除く。</u>）</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 条例第20条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前項第2号から第9号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第28条第4項の規定により職を失った職員（法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。）</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>第10条 条例第20条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号様式～別記第4号様式 (略)</p>
---	--

【第4条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (支給対象外職員)	第1条 (略) (支給対象外職員)

第2条 条例第23条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第3項において準用する条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。

(1) 条例第23条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（次項第4号又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。）

(2)～(9) (略)

2 条例第23条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から第9号までの規定のいずれかに該当した職員

(2) (略)

(3)～(5) (略)

第3条～第9条 (略)

(勤勉手当基礎額の意義)

第10条 条例第23条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

(1) (略)

(2) 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

(3)～(5) (略)

(給与月額の意義)

第11条 条例第23条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

(1) (略)

第2条 条例第23条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第3項において準用する条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。

(1) 条例第23条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（次項第5号又は第8条の規定の適用を受ける者を除く。）

(2)～(9) (略)

2 条例第23条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

(1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から第9号までの規定のいずれかに該当した職員

(2) (略)

(3) 法第28条第4項の規定により職を失った職員（法第16条第1号に該当して職を失った職員を除く。）

(4)～(6) (略)

第3条～第9条 (略)

(勤勉手当基礎額の意義)

第10条 条例第23条第2項及びこの規則において、職員の勤勉手当基礎額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

(1) (略)

(2) 基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

(3)～(5) (略)

(給与月額の意義)

第11条 条例第23条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。

(1) (略)

<p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>(2) 基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員については、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。